

京都市告示第 159 号

道路法第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 4 月 4 日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	栗田緯19号線	東山区三条大橋東入3丁目下る長光町617番地の2地先 同区三条通大橋東3丁目南入教業町689番地の6地先		
2	山科音羽緯44号線	山科区音羽草田町63番地の4地先 同町49番地の2地先		
3	吉祥院経65号線	南区吉祥院西ノ内町5番地の43地先 同町5番地の1地先		
4	吉祥院緯74号線	南区吉祥院西ノ内町5番地の8地先 同町5番地の14地先		
5	西京極108号線	右京区西京極下沢町43番地地先 同区西京極中沢町20番地の21地先		
6	御陵自歩46号線	西京区御陵大枝山町五丁目27番地の5地先 同町27番地の6地先		

(建設局道路部道路明示課)